

ふくしま商品開発・販路開拓支援事業実施要領

制 定	平成26年5月27日
一部改正	平成27年5月25日
一部改正	平成28年3月18日
一部改正	平成29年5月 9日
一部改正	平成30年4月18日
一部改正	平成31年4月12日
一部改正	令和3年3月23日
一部改正	令和4年3月30日
一部改正	令和5年4月5日
一部改正	令和6年4月8日

第1 趣旨

ふくしま県産品再生支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）別表の規定に基づき、ふくしま商品開発・販路開拓支援事業の実施について、必要な事項を定める。

第2 事業内容

事業の内容は、要綱別表に定めるもののほか、次のとおりとする。

1 補助対象者

本補助金の補助対象者は、以下の（1）及び（2）の要件を全て満たす者であること。

（1） 福島県内に本拠を置き、以下のいずれかの要件を満たす者

ア 県指定伝統的工芸品又は繊維・木工・クラフト製品等の県産品事業者若しくは団体・組合等

イ 加工食品の県産品事業者・組合等

ウ ア・イに挙げる製品を管轄する市町村

（2） 応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、かつ、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合も対象外とする。

2 各種助成金との併給調整

行政による他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は、本事業の支援対象としないものとする。ただし、他の補助事業の補助対象経費と非補助対象経費が明確に切り分けられ、且つ本事業の対象である場合には、当該非補助対象経費については支援の対象とすることができる。

3 補助内容

(1) 工芸関係事業者・加工食品事業者

ア 補助対象事業

補助対象経費が500千円以上であり、かつ、次の(ア)・(イ)いずれか、又は双方にかかる事業とする。

(ア) 商品開発

- ① 新商品の開発（試作・デザイン研究開発等を含む）
- ② 既存技術を活用した新商品等の開発・改良
- ③ その他、新商品の求評会等の開催・試作品の市場評価収集

(イ) 販路開拓

- ① 展示会等への出展
- ② 販路開拓のための広報
- ③ その他、販路開拓に寄与する事業

イ 補助対象期間

補助決定日から令和7年1月末日(期間内に事業を終了(支払含む)すること。)までとする。

ウ 補助率等

補助対象経費の3分の2以内の額(小数点以下、切り捨て)とし、補助上限額は500千円とする。

エ 補助対象経費について

旅費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、負担金

第3 その他

この要領に定めるもののほか、事業の執行に関し必要な事項については、県との協議により決定すること。

附 則

この要領は、平成26年5月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月8日から施行する。